

ひまわりの会から皆様へのお願いです

情報提供のお願い

- ・「お試しキャンペーン」で商品を頼んだのに、毎週商品が届き高額な請求をされた！
- ・英会話スクールを途中退学したところ、高額なキャンセル料を請求された！

このようなトラブルのもとになる勧誘・広告・契約条項は無効となる場合があります。
皆様からの情報提供が、消費者被害の未然・拡大防止につながります！

契約や商品購入の際に「こまったな」「おかしいな」と感じる事が
ございましたら、下記の連絡先まで情報をお寄せください！



あなたの声が次の被害をくい止めます！

会員登録・寄付のお願い

「消費者支援 群馬ひまわりの会」の活動は、皆様からの寄付と会費によって運営されています。活動内容にご賛同いただける方は是非ご入会ください*。会報誌などの特典がございます。また、弁護士・司法書士など「法律の専門家」や、地域の仲間と知り合えます。



※正会員（1口500円/月）または賛助会員（1口3,000円/年）の
いずれかをお選びください。正会員には議決権がございます。

詳しくは下記の連絡先までお気軽にお問い合わせください。
ご希望の方には、入会申込書をお送りいたします。

*入会申込書は下記の当団体Webサイトからダウンロードも可能です。

お気軽にご連絡・お問い合わせください

TEL **0277-55-1400** FAX **0277-55-1429**
(受付時間：13:00～17:00 土日祝除く) MAIL info@npo-himawari.jp
さらに詳しい情報は、当団体のWebサイトをご覧ください <https://www.npo-himawari.jp>

内閣総理大臣認定 消費者支援 群馬 **ひまわりの会** 〒376-0011 群馬県桐生市相生町3-120-6
適格消費者団体 (アクセス:上毛電鉄 天王宿駅より徒歩2分)

ひとりで悩まないで!

「こまった声」を お聞かせください!



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」2020-100520

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

消費者支援
群馬

ひまわりの会

当団体には、弁護士・司法書士・消費生活相談員などの有資格者が所属しています。

「必ず値上がりする」と言われた など
(断定的判断の提供)

例 将来値上がりすることが確実ではない金融商品を「確実に値上がりする」と説明して販売された。



重要事項についてうそを言われた

例 「この機械を付ければ電気代が安くなる」と勧誘するが、実際にはそのような効果の無い機械を販売された。

「事実と異なること」が書かれた書面が残っておらず、口頭での説明に虚偽があった場合も、契約取り消しの対象となります。

事業者は責任を負わないとする条項

例 「当ジムは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難などの人的・物的

消費者に損害が発生しても事業者が一切賠償しないという条項は、無効です。また、「当社が過失のあることを認めた場合に限り、損害賠償責任を負います」など、事業者が自らの責任の有無や限度を決定する条項も無効になります。

消費者はどんな理由でも
キャンセルできないとする条項

消費者の解除権を放棄させる条項は、無効です。また、「お客様は、当社に過失があると当社が認める場合を除き、注文のキャンセルはできません」など、事業者が消費者の解除権の有無を自ら決定する条項も無効になります。

ひまわりの会に寄せられた「こまった声」の一部をご紹介します！